

❖ 家族療法の実施状況

本調査における「家族療法」は、あらかじめ都道府県知事に申請し指定を受けた施設において、施設内で行うものについて調査したものである。

平成18年度実績では、施設内で家族療法を実施している施設は、情緒障害児短期治療施設では約8割、それ以外の施設はいずれも約1割である。実施延べ回数についてみると、「1.延べ回数125以上」の割合は、乳児院では8.0%、児童養護施設で4.3%、情緒障害児短期治療施設では69.2%となっている。

平成19年実績と平成18年度実績を比較すると、乳児院及び児童自立支援施設の実施状況は変わらず、児童養護施設及び情緒障害児短期治療施設では平成19年度実績の方が「家族療法」の実施割合が高くなっている。

図表 30 家族療法の実施状況(平成18年度実績)

平成18年度実績				
	乳児院 n= 112	児童養護 施設 n= 489	情緒障害児 短期治療 施設 n= 26	児童自立 支援施設 n= 40
1.延べ回数125以上	9 8.0%	21 4.3%	18 69.2%	0 0.0%
2.延べ回数75以上125未満	1 0.9%	4 0.8%	0 0.0%	0 0.0%
3.延べ回数75未満	4 3.6%	14 2.9%	3 11.5%	3 7.5%
4.家族療法は実施していない	93 83.0%	428 87.5%	5 19.2%	37 92.5%
無回答	5 4.5%	22 4.5%	0 0.0%	0 0.0%
合計	112 100.0%	489 100.0%	26 100.0%	40 100.0%

図表 31 家族療法の実施状況(平成19年度実施有無)

平成19年度中の家族療法実施有無				
	乳児院 n= 112	児童養護 施設 n= 489	情緒障害児 短期治療 施設 n= 26	児童自立 支援施設 n= 40
1.有り	17 15.2%	59 12.1%	23 88.5%	3 7.5%
2.無し	93 83.0%	415 84.9%	3 11.5%	37 92.5%
無回答	2 1.8%	15 3.1%	0 0.0%	0 0.0%
合計	112 100.0%	489 100.0%	26 100.0%	40 100.0%

❖ 適切なケアを提供するために今後必要とする事柄

今後適切なケアを児童に提供するために必要だと思う事柄に関する施設種別の結果は以下のとおりである（単数回答）。

いずれの施設においても「1. 人的資源の拡充」を選択した施設が最も多くみられた。

2番目は、乳児院では「3. 施設設備の拡充（IT化含む）」、児童養護施設では「2. 運営・ケア形態の追加」であり、情緒障害児短期治療施設では「3. 施設設備の拡充（IT化含む）」、児童自立支援施設では「4. 施設機能の強化・拡充」、母子生活支援施設では「4. 施設機能の強化・拡充」となっている。

図表 32 今後必要とする事柄

	今後必要とする事柄				
	乳児院 n= 112	児童養護 施設 n= 489	情緒障害児 短期治療 施設 n= 26	児童自立 支援施設 n= 40	母子生活 支援施設 n= 240
1.人的資源の拡充	62 55.4%	244 49.9%	14 53.8%	21 52.5%	80 33.3%
2.運営・ケア形態の追加	13 11.6%	91 18.6%	3 11.5%	2 5.0%	6 2.5%
3.施設設備の拡充(IT化を含む)	15 13.4%	46 9.4%	5 19.2%	5 12.5%	37 15.4%
4.施設機能の強化・拡充	— —	41 8.4%	2 7.7%	10 25.0%	59 24.6%
5.ケアが困難な児童の対応施設等の確保	10 8.9%	30 6.1%	1 3.8%	— —	21 8.8%
6.その他	12 10.7%	37 7.6%	1 3.8%	2 5.0%	37 15.4%
合計	112 100.0%	489 100.0%	26 100.0%	40 100.0%	240 100.0%

※母子生活支援施設の5の項目は「ケアが困難な母子の措置変更先施設等の確保」

3. 児童個票

(1) 基本属性

❖ 養護問題発生理由（複数回答）

養護問題の発生理由についてみると、乳児院では「17. 母の精神障害等」、「6. 両親の未婚」、「19. 母の放任・怠だ」の順であり、同様に児童養護施設では、「19. 母の放任・怠だ」、「5. 父母の離婚」、「17. 母の精神障害等」となっている。一方、情緒障害児短期治療施設では「25. 児童の問題による監護困難」の割合が高く、次いで「21. 母の虐待・酷使」、「19. 母の放任・怠だ」の順となっている。児童自立支援施設においても、「25. 児童の問題による監護困難」の割合が高く、次いで「5. 父母の離婚」、「19. 母の放任・怠だ」と続いている。

図表 33 養護問題発生理由(複数回答)

	乳児院 n= 3,017	児童養護 施設 n= 26,604	情緒障害児 短期治療 施設 n= 924	児童自立 支援施設 n= 1,208
1.父の死亡	0.4%	2.0%	2.5%	2.1%
2.母の死亡	1.2%	3.4%	2.1%	2.7%
3.父の行方不明	3.3%	3.9%	2.3%	2.7%
4.母の行方不明	6.3%	10.5%	2.9%	4.5%
5.父母の離婚	7.6%	21.1%	24.9%	36.3%
6.両親の未婚	23.3%	2.9%	1.6%	0.8%
7.父母の不和	4.8%	2.4%	4.2%	4.7%
8.父の拘禁	3.6%	3.7%	1.7%	2.0%
9.母の拘禁	5.6%	4.4%	1.9%	2.0%
10.父の入院	0.4%	1.5%	0.9%	0.9%
11.母の入院	5.2%	6.9%	2.5%	1.3%
12.家族の疾病の付添い	0.8%	0.3%	0.4%	0.2%
13.次子出産	1.1%	0.8%	0.5%	0.7%
14.父の就労	5.9%	11.2%	2.6%	2.2%
15.母の就労	13.6%	8.8%	4.3%	6.0%
16.父の精神障害等	4.1%	1.9%	2.3%	2.5%
17.母の精神障害等	27.8%	16.5%	23.8%	9.8%
18.父の放任・怠だ	4.2%	6.6%	8.8%	11.6%
19.母の放任・怠だ	17.3%	23.0%	27.1%	26.9%
20.父の虐待・酷使	4.9%	9.1%	21.3%	16.6%
21.母の虐待・酷使	8.1%	13.8%	28.8%	14.2%
22.棄児	2.1%	0.7%	0.6%	0.7%
23.養育拒否	11.0%	8.1%	10.1%	11.3%
24.破産等の経済的理由	14.6%	11.8%	6.4%	3.3%
25.児童の問題による監護困難	2.2%	5.3%	45.5%	62.1%
26.その他	16.3%	9.5%	10.8%	6.8%
27.不詳	0.1%	0.1%	0.1%	0.5%

❖ 主たる入所理由（母子生活支援施設のみ・単数回答）

母子生活支援施設における主たる入所理由をみると、「1. 夫などからの暴力」が最も多く、次いで「6. 住宅事情」、「7. 経済事情」となっている。

図表 34 主たる入所理由(母子生活支援施設のみ・単数回答)

母子生活支援施設 n=3,548		
	件数	%
1.夫などからの暴力	1,545	43.5%
2.児童虐待	49	1.4%
3.入所前の家庭環境の不適切	304	8.6%
4.母親の心身の不安定	101	2.8%
5.職業上の理由	8	0.2%
6.住宅事情	738	20.8%
7.経済事情	647	18.2%
8.その他	130	3.7%
無回答	26	0.7%
合計	3,548	100.0%

❖ 入所前の居所

入所前の居所は、いずれの施設でも「1. 家庭」が最も多く、次いで多くみられたのは、乳児院では「10. 病院」、児童養護施設では「5. 乳児院」、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設では「9. 児童養護施設」である（母子生活支援施設については本設問無し）。

図表 35 入所前の居所

	乳児院 n= 3,017	児童養護 施設 n= 26,604	情緒障害児 短期治療 施設 n= 924	児童自立 支援施設 n= 1,208
1.家庭	57.9%	60.3%	71.2%	68.0%
2.親戚の家	1.9%	2.4%	1.8%	1.2%
3.里親の家	0.6%	1.4%	0.9%	1.1%
4.知人・友人の家	1.0%	0.7%	0.2%	0.4%
5.乳児院※	2.0%	19.2%	0.2%	0.0%
6.情緒障害児短期治療施設※	0.0%	0.6%	0.8%	1.4%
7.児童自立支援施設※	0.0%	0.5%	0.6%	3.4%
8.母子生活支援施設	1.7%	1.1%	0.8%	0.1%
9.児童養護施設※	0.1%	3.1%	12.2%	13.7%
10.病院	31.7%	0.4%	4.5%	0.9%
11.その他	1.9%	9.2%	6.4%	9.1%
無回答	1.2%	1.1%	0.3%	0.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※は同種類の施設の場合は、他の同種類の施設のこと

❖ 他の入所経験施設（重複あり）

調査時点で入所している児童が、当該施設以外に入所したことのある施設についてみると、児童養護施設では「2.乳児院」が約2割と最も多く、その平均入所期間は21.81か月となっている。情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設においては「6.児童養護施設」がいずれも約2割と最も多く、それぞれの平均入所期間は、40.15か月、52.71か月となっている。

入所経験施設数についてみると（図表37 入所経験施設の組合せ参照）、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設では2箇所以上の施設に入所経験のある児童の割合が1割弱となっている。

図表 36 他の入所経験施設（重複あり）

	乳児院 n= 3,017		児童養護施設 n= 26,604		情緒障害児 短期治療施設 n= 924		児童自立支援施設 n= 1,208	
	%	平均 入所期間 (か月)	%	平均 入所期間 (か月)	%	平均 入所期間 (か月)	%	平均 入所期間 (か月)
入所経験なし	95.1%	—	68.5%	—	71.0%	—	72.0%	—
1.里親	0.6%	2.11	2.0%	18.20	1.4%	24.62	1.8%	35.14
2.乳児院※	2.1%	4.08	22.1%	21.81	6.5%	18.65	4.1%	20.92
3.母子生活支援施設	1.1%	4.76	1.6%	19.63	1.5%	22.43	0.5%	24.33
4.情緒障害児短期治療施設※	0.0%	0.00	0.7%	23.89	1.2%	22.64	2.7%	22.33
5.児童自立支援施設※	0.0%	0.00	0.6%	20.35	0.8%	47.29	3.6%	10.75
6.児童養護施設※	0.1%	4.00	6.5%	29.94	22.6%	40.15	20.7%	52.71
7.その他	1.3%	3.82	1.1%	15.84	3.2%	11.33	2.2%	13.15

※は同種類の施設の場合は、他の同種類の施設のこと

図表 37 入所経験施設の組合せ

	入所経験施設の組合せ			
	乳児院 n= 3,017	児童養護 施設 n= 26,604	情緒障害児 短期治療 施設 n= 924	児童自立 支援施設 n= 1,208
入所経験なし	95.1%	68.5%	71.0%	72.0%
1箇所	4.7%	28.7%	21.5%	21.3%
2箇所	0.2%	2.4%	6.7%	5.9%
3箇所	0.0%	0.3%	0.8%	0.7%
4箇所	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

❖ 家庭復帰の見通し

家庭復帰の見通しについてみると、乳児院及び児童養護施設では、約5割が「3. 家庭復帰困難又は見込み無し」となっている。情緒障害児短期治療施設においては「1. 家庭復帰の見込み有り」、「2. 当面の家庭復帰の見込みはないが、復帰に向け調整中」、「3. 家庭復帰困難又は見込み無し」がいずれも約3割ずつみられる。児童自立支援施設では、約5割が「1. 家庭復帰の見込み有り」であり、他の施設と比べて最も高くなっている。一方「2. 当面の家庭復帰の見込みはないが、復帰に向け調整中」、「3. 家庭復帰困難又は見込みなし」がそれぞれ約2割みられる。

図表 38 家庭復帰の見通し

	乳児院 n= 3,017	児童養護 施設 n= 26,604	情緒障害児 短期治療 施設 n= 924	児童自立 支援施設 n= 1,208
1. 家庭復帰の見込み有り	18.5%	14.7%	32.7%	49.1%
2. 当面の家庭復帰の見込みはないが、 復帰に向け調整中	26.4%	27.0%	29.8%	22.4%
3. 家庭復帰困難又は見込み無し	47.0%	52.4%	32.6%	22.9%
4. 判断困難	7.6%	5.1%	4.8%	5.0%
無回答	0.7%	0.8%	0.2%	0.6%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

❖ 退所の見込み（母子生活支援施設のみ）

母子生活支援施設の退所の見込みについてみると、一年以内に退所の見込みの立っている世帯（「1. 3か月以内に退所見込み」及び「2. 1年以内に退所見込み」）は3割弱であり、また、約2割は「3. 適当な住宅さえあれば退所できる」世帯となっている。「5. その他」としては離婚調停中、夫の暴力、借金、子どもを抱えての経済的自立等の問題があり復帰の見通しの立たない世帯や、1年超後に退所見込みである世帯となっている。

図表 39 退所の見込み(母子生活支援施設のみ)

母子生活支援施設 n=3,548		
	件数	%
1. 3か月以内に退所見込み	390	11.0%
2. 1年以内に退所見込み	583	16.4%
3. 適当な住宅さえあれば退所できる	790	22.3%
4. 末子が18歳到達まで入所継続	356	10.0%
5. その他	1,342	37.8%
無回答	87	2.5%
合計	3,548	100.0%

❖ 保護者の状況

保護者の状況についてみると、乳児院では、「1. 実父母あり」が約5割、父又は母親がいる（「2. 実父のみ」及び「3. 実母のみ」の合計）児童が約5割となっている。児童養護施設は、「1. 実父母あり」が約2割、ひとり親（「2. 実父のみ」及び「3. 実母のみ」の合計）の児童が約6割である。情緒障害児短期治療施設では、「1. 実父母あり」が約2割、ひとり親（「2. 実父のみ」及び「3. 実母のみ」の合計）の児童が約5割、児童自立支援施設は、「1. 実父母あり」が約2割、ひとり親（「2. 実父のみ」及び「3. 実母のみ」の合計）の児童が約5割となっている。

一方、「9. 両親ともいない又は不明」の割合は、児童養護施設が9.0%と最も高く、次いで情緒障害児短期治療施設6.2%、児童自立視線施設5.5%、乳児院3.2%の順となっている。

図表 40 保護者の状況

	乳児院 n= 3,017	児童養護 施設 n= 26,604	情緒障害児 短期治療 施設 n= 924	児童自立 支援施設 n= 1,208
1.実父母あり	45.4%	23.1%	22.9%	21.4%
2.実父のみ	4.0%	16.9%	10.3%	12.7%
3.実母のみ	44.8%	39.2%	40.9%	41.2%
4.実父・養(継)母	0.3%	2.7%	5.6%	4.3%
5.養(継)父・実母	1.6%	7.8%	12.9%	13.4%
6.養(継)父・養(継)母	0.1%	0.2%	0.2%	0.4%
7.養(継)父のみ	0.1%	0.3%	0.2%	0.2%
8.養(継)母のみ	0.1%	0.3%	0.5%	0.3%
9.両親ともいない又は不明	3.2%	9.0%	6.2%	5.5%
無回答	0.5%	0.6%	0.2%	0.4%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

❖ 「保護者の状況」で「9. 両親ともいない又は不明」の児童の主たる保護者

「両親ともいない又は不明」の児童について主たる保護者をたずねたところ、いずれの施設も「1. 祖父母」の割合が最も高くなっている。一方「9. 無し」は乳児院27.1%、児童養護施設19.9%、情緒障害児短期治療施設12.3%、児童自立支援施設11.9%となっている。

図表 41 「両親ともいない又は不明」の児童の主たる保護者

	乳児院 n= 96	児童養護 施設 n= 2,403	情緒障害児 短期治療 施設 n= 57	児童自立 支援施設 n= 67
1.祖父母	36.5%	40.4%	38.6%	47.8%
2.養(継)父母の親	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%
3.兄・姉	0.0%	6.8%	5.3%	13.4%
4.義兄・義姉	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%
5.伯(叔)父母	1.0%	16.5%	24.6%	13.4%
6.義伯(叔)父母	0.0%	1.8%	1.8%	1.5%
7.里親	1.0%	1.9%	5.3%	3.0%
8.その他	5.2%	4.7%	7.0%	6.0%
9.無し	27.1%	19.9%	12.3%	11.9%
10.不明	27.1%	4.8%	5.3%	3.0%
無回答	2.1%	2.3%	0.0%	0.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 保護者の状況

❖ 養育の困難度

保護者の養育の困難度を、「1. 身体疾患・身体障害による養育困難度」、「2. 知的障害による養育困難度」、「3. 精神障害による養育困難度」についてそれぞれ評価を行った。その結果、それぞれ「1. 疾患障害のため養育できない状態」と「2. 養育できるものの困難を引き起こす状態」を合計した割合についてみると、「3. 精神障害による養育困難度」が約2割と最も高く、次いで「2. 知的障害による養育困難度」約1割、「1. 身体疾患・身体障害による養育困難度」5%弱となっている（いずれも「5. 判断困難」の割合が約1割から約2割ある）。

図表 42 養育の困難度

1. 身体疾患・身体障害による養育困難度				
	乳児院 n= 3,017	児童養護 施設 n= 26,604	情緒障害児 短期治療 施設 n= 924	児童自立 支援施設 n= 1,208
1. 疾患・障害のため養育できない状態	1.5%	2.5%	1.5%	0.9%
2. 養育できるものの困難を引き起こす状態	1.8%	2.4%	3.7%	1.9%
3. 多少の困難はあるが養育できる状態	1.8%	2.7%	4.5%	2.2%
4. 養育については問題ない	77.3%	74.1%	84.2%	83.5%
5. 判断困難	13.1%	13.0%	5.0%	7.8%
無回答	4.6%	5.3%	1.1%	3.7%

2. 知的障害による養育困難度				
	乳児院 n= 3,017	児童養護 施設 n= 26,604	情緒障害児 短期治療 施設 n= 924	児童自立 支援施設 n= 1,208
1. 疾患・障害のため養育できない状態	5.0%	2.8%	1.0%	0.5%
2. 養育できるものの困難を引き起こす状態	7.2%	4.4%	5.0%	1.7%
3. 多少の困難はあるが養育できる状態	4.4%	3.5%	3.5%	2.7%
4. 養育については問題ない	60.8%	68.6%	80.7%	81.3%
5. 判断困難	18.3%	15.5%	8.8%	10.1%
無回答	4.3%	5.2%	1.1%	3.6%

3. 精神障害による養育困難度				
	乳児院 n= 3,017	児童養護 施設 n= 26,604	情緒障害児 短期治療 施設 n= 924	児童自立 支援施設 n= 1,208
1. 疾患・障害のため養育できない状態	9.7%	7.4%	7.6%	2.4%
2. 養育できるものの困難を引き起こす状態	10.0%	7.3%	14.8%	5.2%
3. 多少の困難はあるが養育できる状態	6.3%	4.4%	8.1%	3.4%
4. 養育については問題ない	50.8%	59.7%	57.1%	74.3%
5. 判断困難	19.1%	16.2%	11.4%	11.5%
無回答	4.0%	5.0%	1.0%	3.2%

❖ 養育に関する問題状況

保護者の養育に関する問題状況について、「1. 人格障害傾向」、「2. 抑うつ傾向」、「4. 子どもへの愛着形成困難」についてみると、いずれの施設においても約1割から約2割それぞれの傾向がみられる。なお、情緒障害児短期治療施設では「4. 子どもに対する愛着形成困難」が3割弱ある。

図表 43 養育に関する問題状況

1. 人格障害傾向				
	乳児院 n= 3,017	児童養護施設 n= 26,604	情緒障害児短期治療施設 n= 924	児童自立支援施設 n= 1,208
1. 有り	12.4%	9.8%	19.8%	8.9%
2. 無し	60.6%	64.2%	58.1%	72.1%
3. 判断困難	23.7%	22.4%	21.1%	17.5%
無回答	3.3%	3.6%	1.0%	1.4%

2. 抑うつ傾向				
	乳児院 n= 3,017	児童養護施設 n= 26,604	情緒障害児短期治療施設 n= 924	児童自立支援施設 n= 1,208
1. 有り	18.7%	13.0%	19.9%	9.9%
2. 無し	54.8%	61.6%	58.8%	72.4%
3. 判断困難	23.3%	21.7%	20.3%	16.3%
無回答	3.2%	3.6%	1.0%	1.5%

3. アルコール乱用				
	乳児院 n= 3,017	児童養護施設 n= 26,604	情緒障害児短期治療施設 n= 924	児童自立支援施設 n= 1,208
1. 有り	2.4%	4.7%	4.0%	5.8%
2. 無し	70.9%	69.8%	79.5%	77.7%
3. 判断困難	23.4%	21.7%	15.6%	14.7%
無回答	3.3%	3.8%	0.9%	1.7%

4. 子どもへの愛着形成の困難				
	乳児院 n= 3,017	児童養護施設 n= 26,604	情緒障害児短期治療施設 n= 924	児童自立支援施設 n= 1,208
1. 有り	21.1%	18.0%	28.1%	20.6%
2. 無し	52.1%	57.0%	51.2%	57.9%
3. 判断困難	23.8%	21.2%	19.2%	19.9%
無回答	2.9%	3.8%	1.5%	1.7%

(3) 入所世帯の状況（母子生活支援施設のみ）

❖ 世帯の基本属性

母子生活支援施設に入所している世帯の約半数が、児童数1人の世帯であり、多子世帯は少ない。母親の年齢をみると、30代をピークに20歳未満から50歳以上まで幅広い年齢階層の入所がみられる。また、生活保護を受給している世帯は約4割である。

図表 44 児童数(母子生活支援施設のみ)

母子生活支援施設 n=3,548		
児童数	世帯件数	%
1人	1,906	53.7%
2人	1,134	32.0%
3人	386	10.9%
4人	82	2.3%
5人	22	0.6%
6人以上	5	0.1%
不明	13	0.4%
合計	3,548	100.0%

図表 45 母親の年齢(母子生活支援施設のみ)

母子生活支援施設 n=3,548		
母親の年齢	世帯件数	%
1. 19歳以下	23	0.6%
2. 20～24歳	222	6.3%
3. 25～29歳	573	16.1%
4. 30～34歳	811	22.9%
5. 35～39歳	915	25.8%
6. 40～44歳	601	16.9%
7. 45～49歳	263	7.4%
8. 50歳以上	114	3.2%
9. 不明	26	0.7%
合計	3,548	100.0%

図表 46 生活保護受給の有無(母子生活支援施設のみ)

母子生活支援施設 n=3,548		
生活保護受給の有無	件数	%
1. 有り	1,340	37.8%
2. 無し	2,192	61.8%
無回答	16	0.5%
合計	3,548	100.0%

❖ 母親の就業状況

母子生活支援施設に入所している世帯の母親の半数が、「3. 臨時・日雇い・パート」の就業を行っている。「5. 未就業」の割合は2割強である。未就業の理由としては「4. 精神的・身体的な障害がある」が最も多く、次いで「6. 求職中（条件にあった求人がない等）」である。

図表 47 母親の就業状況(母子生活支援施設のみ)

母子生活支援施設 n=3,548		
母親の就業状況	件数	%
1.事業主	7	0.2%
2.常勤勤労者	629	17.7%
3.臨時・日雇・パート	1,969	55.5%
4.その他就業	49	1.4%
5.未就業	868	24.5%
6.不明	7	0.2%
無回答	19	0.5%
合計	3,548	100.0%

図表 48 未就業の理由(母子生活支援施設のみ)

母子生活支援施設 n=868		
未就業の理由	件数	%
1.技術を身につけるため講習・学校等に通って就業準備中	57	6.6%
2.乳幼児等の世話がある	97	11.2%
3.疾病がある、若しくは虚弱である	112	12.9%
4.精神的・身体的な障害がある	227	26.2%
5.児童に障害・疾病があり介護が必要	18	2.1%
6.求職中(条件にあった求人がない等)	201	23.2%
7.就労意欲がない・就労習慣が身につけていない	82	9.4%
8.その他	61	7.0%
無回答	2,693	
合計	868	100.0%

(4) 入所児童の心身の状況

❖ 児童の情緒・行動上の問題状況（複数回答）

入所児童の情緒・行動上の問題状況について、「やや疑いあり」以上の回答割合が比較的高かった事項（各項目（「疑いなし」、「やや疑いあり」、「疑いあり」、「確かに問題あり」）の合計に対し、「やや疑いあり」、「疑いあり」、「確かに問題あり」の3つの回答の合計割合が2割以上を占めるもの⁶は、以下のとおりである。

乳児院では、児童の年齢が低いため評価できない項目があることから評価された児童数が限られているが、2項目が該当し、「8. 知的障害」、「7. 言語能力の発達遅延・障害」の順に多くみられる。

児童養護施設では5項目が該当し、「4. 反社会的行動傾向」、「3. 注意欠陥・多動傾向」、「6. 学習障害傾向」、「9. 集団不適応」、「15. 知的障害」の順に多くみられる。

情緒障害児短期治療施設では11項目が該当し、その中でも5割を超えているのは、多い方から順に「9. 集団不適応」、「2. 養育者との関係性」、「4. 反社会的行動傾向」である。その他は、「3. 注意欠陥・多動傾向」、「6. 学習障害傾向」、「16. 施設内における他児へのいじめ」、「15. 知的障害」、「17. 施設内における他児からのいじめ」、「5. 抑うつ傾向」、「1. 自閉的傾向」、「14. 言語能力の発達遅延・障害」の順に多くみられる。

児童自立支援施設では10項目が該当し、その中でも5割を超えているのは、多い方から順に「4. 反社会的行動傾向」、「9. 集団不適応」、「2. 養育者との関係性」である。順番は異なるが、情緒障害児短期治療施設と同じ3項目が挙がっている。その他は、「3. 注意欠陥・多動傾向」、「16. 施設内における他児へのいじめ」、「6. 学習障害傾向」、「7. 物質使用」、「17. 施設内における他児からのいじめ」、「15. 知的障害」、「14. 言語能力の発達遅延・障害」の順に多くみられる。

母子生活支援施設では2項目が該当し、「9. 集団不適応」、「3. 注意欠陥・多動傾向」の順に多くみられる。

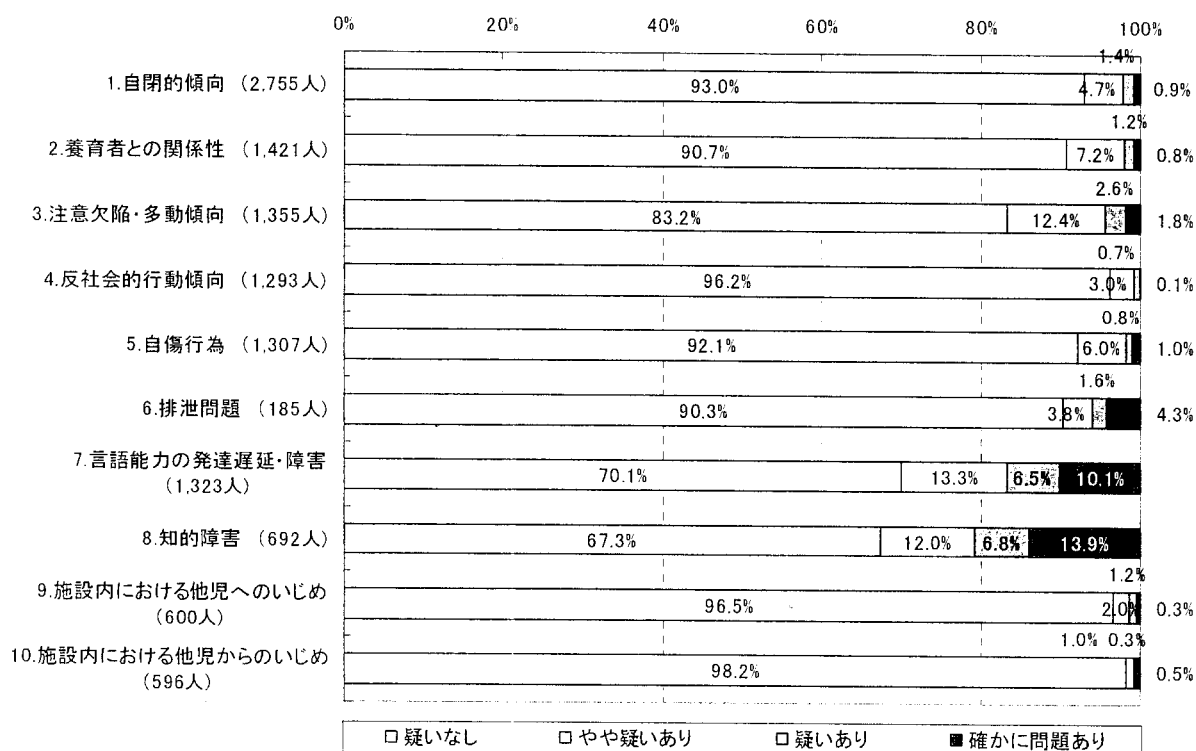
⁶ 「評価対象外」（評価対象年齢に該当しない等の理由により回答がなかった）、「判断困難」とされた児童及び無回答を除いた上で回答割合をみている。

図表 49 情緒・行動上の問題状況【乳児院】⁷(複数回答)

【乳児院】

集計対象児童数 3,017 人

※項目横の()内は各項目の評価対象児童数



⁷ 乳児院においては、就学後児童用の項目を除き全10項目で集計している。

図表 50 情緒・行動上の問題状況【児童養護施設】(複数回答)

【児童養護施設】

集計対象児童数 26,604 人

※項目横の()内は各項目の評価対象児童数



図表 51 情緒・行動上の問題状況【情緒障害児短期治療施設】(複数回答)

【情緒障害児短期治療施設】

集計対象児童数 924 人

※項目横の()内は各項目の評価対象児童数

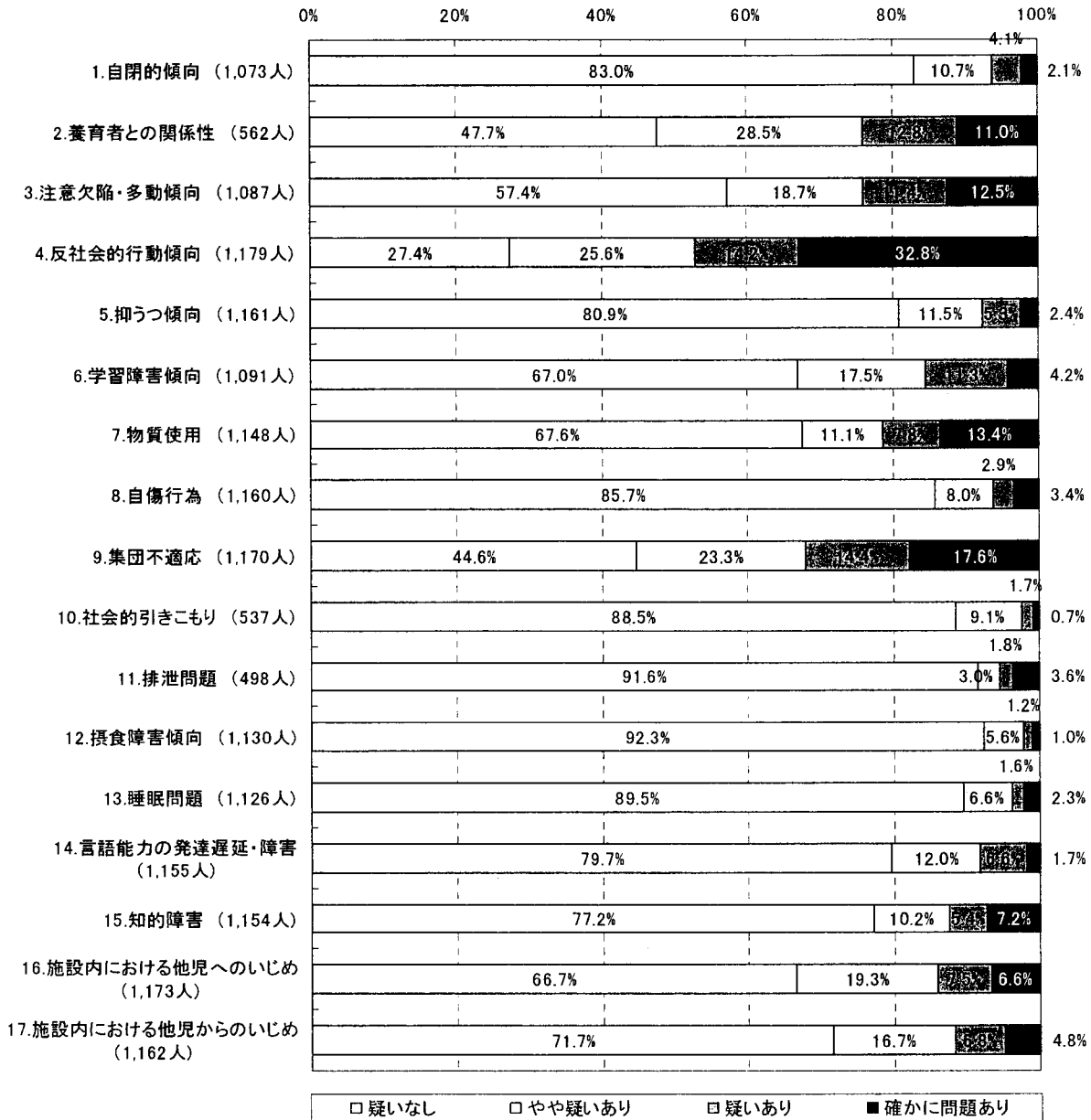


図表 52 情緒・行動上の問題状況【児童自立支援施設】(複数回答)

【児童自立支援施設】

集計対象児童数 1,208 人

※項目横の()内は各項目の評価対象児童数



図表 53 情緒・行動上の問題状況【母子生活支援施設】(複数回答)

【母子生活支援施設】

集計対象児童数 5,768 人

※項目横の()内は各項目の評価対象児童数



❖ 母親の情緒・行動上の問題状況と母子関係に関わる問題状況（複数回答）

母子生活支援施設に入所している世帯の母親及び母子関係に関する情緒・行動上の問題状況について、「やや疑いあり」以上の回答割合が比較的高かった事項（各項目（「疑いなし」、「やや疑いあり」、「疑いあり」、「確かに問題あり」）の合計に対し、「やや疑いあり」、「疑いあり」、「確かに問題あり」の3つの回答の合計割合が3割以上を占めるもの）⁸は、以下のとおりである。

母親の情緒・行動上の問題では7項目が該当し、「6. 生育歴に依拠するもの」、「3. 計画的な消費など金銭管理」、「15. 対人コミュニケーション上の問題」、「1. 家事能力の不足、家事への負担感」、「13. 性格上の問題」、「2. 生活リズムの乱れ」、「8. 不定愁訴など心理面での訴え」の順に多くみられる。

さらに、母子関係に関わる問題では、2項目が該当し、「2. 育児・養育力（知識）の不足」、「5. 価値観の強要」の順に多くみられる。

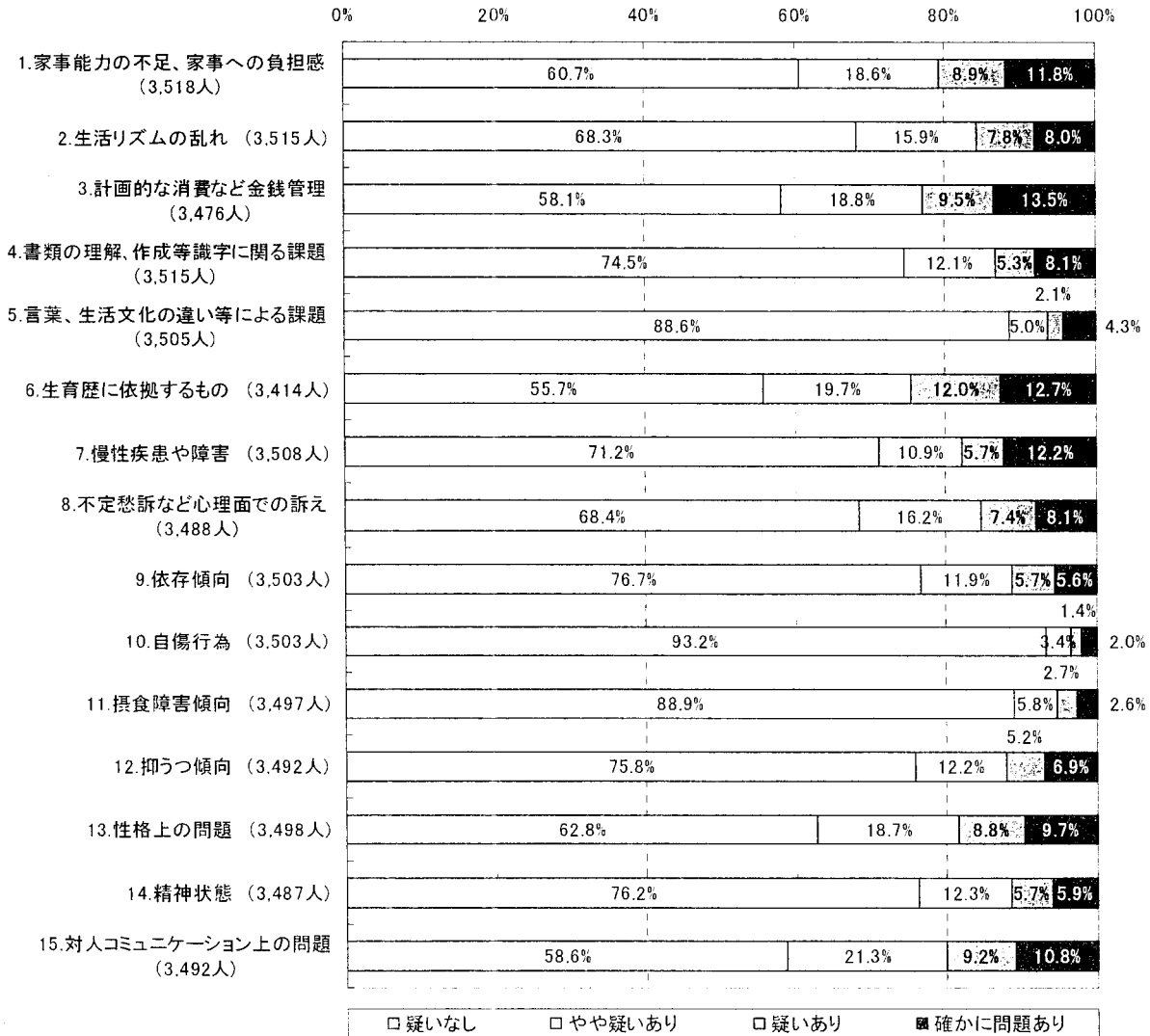
⁸ 「判断困難」とされた母親及び無回答を除いた上で回答割合をみている。

図表 54 母親に関する情緒・行動上の問題状況【母子生活支援施設】(複数回答)

【母子生活支援施設】

集計対象世帯数 3,548 世帯

※項目横の()内は各項目の評価対象世帯数

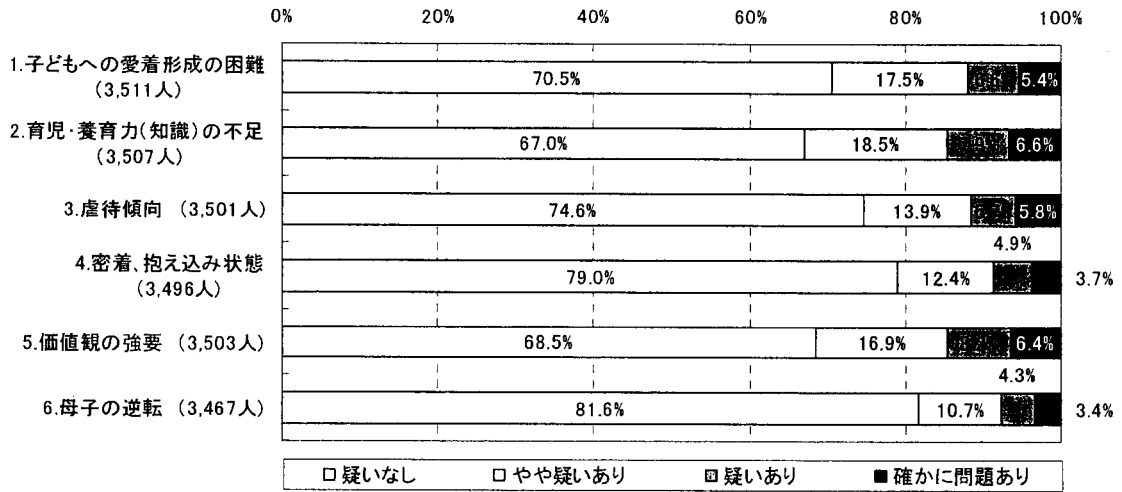


図表 55 母親に関する情緒・行動上の問題状況【母子生活支援施設】(複数回答)

【母子生活支援施設】

集計対象世帯数 3,548 世帯

※項目横の()内は各項目の評価対象世帯数



❖ 身体疾患・身体障害の状況

入所児童の身体疾患・身体障害の状況をみると、乳児院及び情緒障害児短期治療施設では約3割、児童養護施設では約2割、児童自立支援施設及び母子生活支援施設においても2割弱の児童について、身体疾患・身体障害がみられる。

具体的な疾患名をみるといずれの施設においても「3.アトピー性皮膚炎」や「7.喘息」、「8.喘息以外のアレルギーの病気」等のアレルギー性疾患が多くみられ、その他「6.耳鼻科・眼科の病気」も多くみられる。

図表 56 身体疾患・身体障害の有無

身体疾患・身体障害の有無					
	乳児院 n= 3,017	児童養護 施設 n= 26,604	情緒障害児 短期治療 施設 n= 924	児童自立 支援施設 n= 1,208	母子生活 支援施設 n= 5,768
1.有り	28.7%	22.2%	29.8%	16.1%	14.6%
2無し	58.9%	76.4%	69.3%	83.3%	82.7%
無回答	12.4%	1.4%	1.0%	0.6%	2.8%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

図表 57 身体疾患・身体障害の種類(複数回答)

身体疾患・身体障害の種類					
	乳児院 n= 3,017	児童養護 施設 n= 26,604	情緒障害児 短期治療 施設 n= 924	児童自立 支援施設 n= 1,208	母子生活 支援施設 n= 5,768
1.外科系	2.2%	0.7%	1.2%	0.8%	0.3%
2.内臓系	3.4%	1.3%	2.4%	1.1%	0.9%
3.アトピー性皮膚炎	6.1%	5.1%	4.9%	3.2%	3.4%
4.アトピー以外の皮膚の病気	2.5%	1.7%	2.3%	2.1%	0.6%
5.泌尿器の病気	0.9%	0.9%	1.6%	0.7%	0.5%
6.耳鼻科・眼科の病気	5.7%	6.0%	6.3%	2.5%	2.4%
7.喘息	7.6%	4.5%	5.6%	2.2%	5.1%
8.喘息以外のアレルギーの病気	2.6%	2.5%	5.3%	3.1%	1.5%
9.視覚障害	2.2%	0.9%	0.9%	0.5%	0.4%
10.聴覚障害(難聴)	1.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.3%
11.言語・音声障害(ろうあ)	1.7%	0.7%	0.3%	0.6%	0.6%
12.肢体不自由	2.4%	0.4%	0.8%	0.2%	0.3%
13.内部(内臓)障害	1.5%	0.4%	0.6%	0.1%	0.3%
14.免疫機能障害	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.2%
15.その他	10.5%	3.6%	4.2%	1.8%	2.7%

※ 入所児童全体に占める割合

❖ 発達障害・行動障害等の状況

入所児童の発達障害・行動障害等の状況をみると、情緒障害児短期治療施設では約7割の児童が「診断有り又は疑い有り」である。児童自立支援施設では約4割、児童養護施設では約2割、乳児院及び母子生活支援施設では約1割の児童が該当している。発達障害・行動障害等の種類別にみると、いずれの施設においても、「1. 発達障害系」が最も多く、次いで「2. 行動障害系」、「3. 不安障害系」の順となっている。「1. 発達障害系」は、「疑い有り」を含めると、乳児院と児童養護施設でも1割以上の児童が該当している。児童養護施設では、「2. 行動障害系」も1割弱の児童が該当している。乳児院については、入所児童の年齢が低く評価困難であることもあり「1. 発達障害系」以外は割合は低い。

図表 58 発達障害・行動障害等の有無

	発達障害・行動障害等の有無				
	乳児院 n= 3,017	児童養護 施設 n= 26,604	情緒障害児 短期治療 施設 n= 924	児童自立 支援施設 n= 1,208	母子生活 支援施設 n= 5,768
1. 診断有り又は疑い有り	13.3%	20.0%	69.3%	39.6%	12.0%
2. 無し	85.7%	79.0%	29.8%	59.6%	84.7%
無回答	1.0%	1.0%	1.0%	0.8%	3.3%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%